

除雪支援や自主的な道路除雪に取り組む皆様へ

小型除雪機等をお貸しします

実施期間
令和6年12月20日
～
令和7年3月20日

貸出期間は原則2日ですが、
町内会等団体に地域除雪活動に取り組む場合、
貸出期間は最長14日まで

- ・高齢者や障害者宅周りの除雪
- ・ごみステーション周りの除雪
- ・通学路や学校周りの除雪
- ・除雪車が入れない狭い道路の除雪 など

例えば
こんな活動で



貸出対象	市民（個人），市民委員会，町内会，ボランティア団体等
貸出条件	①自力で除雪が困難な世帯への除雪支援 または②自主的な道路除雪
貸出機械	小型除雪機（3台），移動式小型融雪機（1台） それぞれ1台ずつまで
貸出期間	運搬・回収日を除き，原則2日以内 団体等が地域の雪環境の改善に取り組む場合は，原則7日以内 ※貸出台数に余裕がある場合は，貸出終了日の前日までに延長申請することにより，更に7日以内（合計14日以内）使用することができます
貸出回数	シーズン2回まで（団体等の延長は回数に含みません）
貸出費用	使用料，運搬・回収費用…無料 燃料費…貸出条件の①のみ，①②両方に使用する場合は市が負担 ②のみで使用する場合は利用者が負担 団体等が地域の雪環境の改善に取り組む場合は，貸出時は市が負担しますが，空になり補充が必要なときは利用者が負担してください。 電気代…利用者が負担（移動式小型融雪機のみ）
申込方法	事前に電話等で機械の予約状況を確認した上で，使用する日の7日前までに小型除雪機等使用申請書（様式第1号）を提出してください。

※注意事項※

- ・営利目的の使用や転貸はできません。
- ・極力施設できる物置に保管するなど，盗難には十分に注意してください。
- ・使用中に事故や故障，盗難等が発生した場合は，速やかに御連絡ください。
- ・使用中に事故が発生した場合，第三者の怪我等は市で加入している賠償責任保険の補償の対象ですが，利用者自身の怪我等は対象外となり利用者の責任となりますので，安全には十分に注意してください。
- ・町内会の事業として使用する場合は，チラシ等を作成し班で回覧するようにしてください。**万一事故等が発生した場合，住民活動保険を利用するためには，保険会社にチラシ等を提出し，町内会活動であることを証明する必要があります。**
- ・排雪は，生活道路では道路の必要な幅員が確保できない場合に実施するため，小型除雪機の使用内容によっては，利用者自身で雪置き場を確保する必要がある場合も考えられますので御理解願います。



【お申込み・お問合せ先】
旭川市土木部雪対策課
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階
電話 0166-25-6225（直通）



回 覧									

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇町内会の皆様

見 本

〇〇町内会長 〇〇 〇〇

町内の除雪作業のご案内

当町内会で、市役所の土木部から小型除雪機を借り受け、次の日程で町内の除雪作業を行います。

期 間 〇〇月〇〇日～△△月△△日

時 間 午前 〇〇時 から 午前 〇〇時 まで
午後 〇〇時 から 午後 〇〇時 まで

場 所 (例) 〇〇小学校横の歩道 (通学路)

※注意事項※

作業中は危険ですので、特に小さい子供が近づかないよう注意をお願いします